

平成 26 年度第 10 回生駒市介護保険運営協議会
議事録

開催日時	平成 27 年 2 月 18 日（水） 午後 2 時 00 分～午後 3 時 50 分
開催場所	生駒市役所 4 階 大会議室
出席者 （委員）	澤井委員、高取委員、萩原委員、辻村委員、井上委員、中庄谷委員、日野委員 永田委員、林委員、小坂委員、藤尾委員、櫻井委員、小川委員、村上委員
欠席者	
事務局	福祉部長 坂本、高齢福祉課課長 安達、介護保険課課長 奥田 介護保険課課長補佐 島岡、介護保険課課長補佐 田中、介護保険課係長 吉田 介護保険課 殿水、介護保険課係長 原木、介護保険課 齋藤
案件	<p>(1) 会議の公開・非公開について</p> <p>(2) 高齢者保健福祉計画・第 6 期介護保険事業計画（答申案）について</p> <p>(3) 地域包括支援センター関係について</p> <p style="padding-left: 20px;">①介護保険運営協議会への諮問</p> <p style="padding-left: 20px;">②地域包括支援センターの平成 26 年度運営状況について〔評価・検討案件〕</p> <p style="padding-left: 20px;">③地域包括支援センター実地指導・事業評価に関する報告について 〔評価・検討案件〕【非公開】</p> <p style="padding-left: 20px;">④介護予防支援業務の再委託先事業所について〔承認案件〕【非公開】</p> <p style="padding-left: 20px;">⑤地域包括支援センターの職員配置について〔報告案件〕</p> <p style="padding-left: 20px;">⑥平成 27 年度における包括的支援事業に関すること〔報告案件〕</p> <p>(4) 地域密着型サービス事業所の指定更新について</p> <p style="padding-left: 20px;">①介護保険運営協議会への諮問</p> <p style="padding-left: 20px;">②認知症対応型共同生活介護事業所の指定更新</p> <p>(5) その他</p>
資料	<p>平成 26 年度 第 10 回生駒市介護保険運営協議会 会議次第</p> <p>資料 1 高齢者保健福祉計画・第 6 期介護保険事業計画（答申案）</p> <p>資料 2 高齢者保健福祉計画・第 6 期介護保険事業計画答申書</p> <p>資料 3 諮問書（地域包括支援センター関係）</p> <p>資料 4 地域包括支援センターの平成 26 年度運営状況について</p> <p>資料 5 地域包括支援センターの実地指導・事業評価に関する報告について 【非公開】</p> <p>資料 6 介護予防支援業務の再委託先一覧表（新規追加分）【非公開】</p> <p>資料 7 地域包括支援センターの職員配置について</p> <p>資料 8 平成 27 年度における包括的支援事業に関すること</p> <p>資料 9 諮問書（地域密着型サービス事業所の指定更新）</p> <p>資料 10 地域密着型サービスの指定更新事業所の概要</p>

議 事 の 経 過	
発 言 者	発 言 内 容
	開会
事務局	会議は生駒市介護保険条例により澤井会長にお願いすることになっていきますので、澤井会長よろしくお願ひします。
澤井会長	案件（１）会議の公開・非公開について事務局より説明願ひます。
事務局	案件（１）会議の公開・非公開について説明
澤井会長	案件（２）高齢者保険福祉計画・第６期介護保険事業計画（答申案）について説明願ひます。
事務局	案件（２）高齢者保健福祉計画・第６期介護保険事業計画（答申案）について説明 資料１、資料２
澤井会長	答申案の修正点について説明いただきましたが、これについて何かご意見、確認等ありましたらお願ひします。よろしいでしょうか。介護報酬の改定がりましたが、その点の確認も大丈夫でしょうか。よろしいでしょうか。
一同	異議なし
澤井会長	それでは答申案を了承したいと思います。答申について、のちほど高取副会長と一緒に市長に答申したいと思います。どうもありがとうございました。 早速ですが、次の案件に移ります。（３）地域包括支援関係について①介護保険運営協議会への諮問について説明いただきます。
事務局	案件（３）地域包括支援関係について ① 介護保険運営協議会への諮問について説明 資料３、資料４
澤井会長	ただいまの説明についてご意見、ご質問がありましたらご発言ください。
委員	確認ですが、資料４の８ページ、平成２６年度生活機能評価未返送者実態把握事業について、合計欄の右端の７８．８パーセントというのは記入ミスですね。

事務局	計算間違いです。44 パーセントです。
澤井会長	そのほかありますか。
委員	資料4の1ページ目、総合相談支援でのうち、高齢者虐待が特に多いところがあるようですが、これは何か理由があるのでしょうか。
事務局	地域特性とといいますか、社協のエリアが低所得者世帯の多いエリアで、どうしても経済的な虐待の件数が多いので、その分が結果として多く出ているのかなと分析しています。 案件(3)③地域包括支援センター実地指導・事業評価に関する報告について説明 案件(3)④介護予防支援業務の再委託先事業所について説明 【非公開】
澤井会長	それでは案件(3)⑤地域包括支援センターの職員配置について、⑥平成27年度における包括的支援事業に関することについて説明願います。
事務局	案件(3)⑤地域包括支援センターの職員配置について ⑥平成27年度における包括的支援事業に関することについて説明 資料7、資料8
澤井会長	ただいまの事務局の説明についてご質問、ご意見はありませんか。
高取副会長	介護予防に関するアセスメントツールは今も使われていますか。
事務局	新しいこの委員会で作っている部分は、試験的に活用しながら検証している段階です。
高取副会長	どこかで見られますか。
事務局	まだ公開していません。
高取副会長	まだオープンになっていないということですか。
事務局	センターの職員や先生の同意を得ない限り出せないものです。

委員	傍聴は可能ですか。
事務局	はい。
高取副会長	いずれは見られるようになるのでしょうか。これは非公開のものですか。
事務局	それは委員会の中で皆さんで検討していただいて。
委員	進行形なので、はたしてお見せしていいものかどうか。
高取副会長	そうなんです。窓口フローチャートもそういう感じですか。
事務局	窓口のフローチャートは厚生労働省の研修会で出していますので、オープンになっています。
高取副会長	分かりました。ありがとうございます。
澤井会長	いかがでしょうか。
委員	認知症という言葉ですが、認知症早期発見のために家族が本人を連れて病院に受診に行かれた時、認知症という言葉にすごく反応されて、行くのは嫌だ、一切行かないというようなことを聞いていますので、その辺の対応、認知症カフェというのがどんどん出てきますが、その辺も考えていただけているとは思いますが、いかがでしょうか。
事務局	当資料に認知症カフェという言葉で書いていますが、実際、設立されるものが「認知症カフェ」という言葉を使うのか、「オレンジカフェ」とか、色々な名前が用いられていますので、その辺りの配慮はきっとされていると思います。
委員	そうしましたら、今度市民病院ができますね。内科、小児科とかありますが、認知症診療科があるのかないのか知りませんが、そういう病院の配慮もお願いしていただけたらと思いますので、よろしく願いいたします。
事務局	私の知っている範囲では、その辺りは現在も病院側が配慮されており、もの忘れ外来という言葉をよく使われているのが一般的です。すべての病院がそうだという

<p>澤井会長</p>	<p>わけではありませんが、意外とそういう名称が使われているところが多いということは認識しています。</p> <p>ある意味、みんな進行形の話なので。資料8、生活支援サービスの体制整備のところには生活支援コーディネーターという言葉がありますが、どんなイメージで考えているのでしょうか。</p>
<p>事務局</p>	<p>生活支援コーディネーターが行うのが第1層、第2層、第3層と全市レベルで行うものと中学校レベルと、あとは小さい自治会レベルということで国は言っています。全市レベルは行政で担いなさいと。生活圏域レベルは地域包括支援センターかなど。小学校区レベルでの調整をするのが生活支援コーディネーターみたいな位置付けということで国は説明しています。生活支援コーディネーターが行うというのは、生駒市内の地縁活動や住民さんが自ら自発的にボランティア活動をされていることもありますし、有償での色々な活動もあります。そういった事業を私たちもすべて把握できませんので、コーディネーターがそういう活動をマッピングして行って、どこに何があるとか、足りないところは何かということで、足りないものはつくりあげていく人や、ここにこういう人がいるから、こことここをつないでいこうとか、インフォーマルな資源をつくっていくとかつないでいく。ですから地域ケア会議などでもそういうインフォーマル資源の代表者として入ってくるような、そんなイメージで私たちは聞いています。地区社協のある地域であれば、地区社協のコーディネーターなどがその役割を担うのではないとも言われていますが、地域のことをよく知っていて、住民の視線で色々なものを感じられる人であって、でも一定、介護保険の制度や生活支援コーディネーターなどが行っていくものに関しては、生活困窮者の問題とも併せて考えていきなさいよと。高齢者の支援にニートの方を活用するとか、色々多様性のある事業を考えていくような、そういう人材だといわれていますので、なかなか大変なお仕事かなと思っています。</p>
<p>澤井会長</p>	<p>いずれにしても認知症地域支援推進員にしても、コーディネーターにしても、新しいソーシャルワーカーを配置していくことになると思います。やっぱりこれは嘱託ということになるのでしょうか。現状のスタッフを育てていくということですか。</p>
<p>事務局</p>	<p>認知症地域支援推進員の方というのは、社会福祉士等の一定の資格を持った方がいいかと考えており、社会福祉士の資格を持っていて、介護保険の制度にかかわったことのある方でしたら、認知症施策の流れや新しいオレンジプランの流れとかを読んでいただいたら、一定のスキルをお持ちですので。あとは行政側と進むべき方</p>

	<p>向を共有しながら、年度計画をつくっていったって活動していただくような、そんなイメージで思っています。</p>
<p>澤井会長</p>	<p>なるほど。その他ございますか。</p>
<p>委員</p>	<p>先生が生活支援サービスの体制整備のことに関連して、支援コーディネーターのお話が出ましたので、事務局からも説明の時に、厚労省が力を入れて取り組んでいこうとしているイメージですという説明がありましたが、いうところの地域包括ケアというようなことの、特にインフォーマルな部分をこのようなことで期待しているのだらうと思います。認知症地域支援推進員ということになってきたら、専門職として資格の問題もありますが、生活支援コーディネーターというのが厚労省が色々なところで書いているのを見ている、何かわけが分からないことを書いている。実際に地域では今までも民生委員さんや老人クラブや自治会、今日来られている中にもたくさんおられますが、ボランティアの人たちが従来、地域の細かいニーズを拾い上げたり、実情も分かってということですが、生活支援コーディネーターという新しい名称を付けて、役割を担ってもらおうとしたら、それはそのための財源とか、ただ単にそれはボランティアの人で、名前だけさしあげますわというのか。その辺、最近厚労省の言っていること、書いていることは全然いいかげんなことばかりだなと私は思うものですから。包括ケアでもそうですが、結局のところはどういうイメージですかということになって、各府県に担当の人が来て説明したら、いや、これはさまざまに地域の実情に応じて、地域の実態に合わせて考えてくださいと。あんたら、じゃあ、何を考えてあの絵を書いたりしているんですかといったら、それは病院のない地域もあるしと。だから結局、地域任せだという話に落ち着く。それは実際どういうことなのかと。</p> <p>地域の保健の生活支援コーディネーターは、地域包括ケアシステムの中にはすごく重要なキーパーソンだと書いてありますね。ところが具体的には、ものすごくイメージとしては、民生委員や自治会の役員さんといった人たち、それからもちろんケアマネさん。ケアマネの仕事は制度の組み合わせとインフォーマルなサービスの組み合わせで、地域資源の開発とマッピングといったことをやるんですよと研修会で私はそういうことを言っています。そうすると、ケアマネジャーの役割と生活支援コーディネーターさんというのはどんなふうに重なっているのか、別々なのか、役割分担はどうなっているのかと。何かわけが分からない話がどんどん進んでいるのか、すそ野が広がりすぎてどうするのかと。生駒市だったら、具体的にどんなイメージを描いておられるのでしょうか。多分、先生もちょっとその辺のところを具体的なイメージとしてどんなもんだらうと。ここに書いてあるのは網羅的に全部書いてありますが、そうはうまくいかないよと現場の人や住民の人は思うか</p>

<p>事務局</p>	<p>もしれません。どうでしょうか。お金とか財源の話について何か考えはありますか。</p> <p>財源については、包括的支援事業費が今まで給付費の2パーセントという上限だったのが、後期高齢者の伸び率ということで、実績に見合った上限額の確保ができるようになりますので、もちろん地域支援体制整備というところの生活支援コーディネーターの嘱託になるのか、配置、加配になるのかというところではその方の人件費は、包括的支援事業費から捻出されるように私たちは聞いています。おっしゃるように、本当にこの制度があまりにも大きく拡大しすぎて、色々なところと同じようなことをする役割の人がたくさん出てきている。もともと地域包括支援センターが設置されたのは、そういった役割も地域包括支援センターが担っていこうということで設置されたはずで、そのために地域支援体制整備で、今、くまなく地域を回って、社会資源の創出を地域包括がやり始めて、それが根付いてきたところでこの話が出てきたので、担当としてはすごく憤りを感じている制度ではあります。</p> <p>ただ、そうも言っていないし、市職員の人数に限りもありますし、地域を実態把握するというのもかなり厳しい状況になるので、そういう実態把握をしていただいたり、あとは何も考えていないところだったら、生活支援コーディネーターとは、多分27年度から配置される場所もあるかと思いますが、まず何をするかと。今、委員がおっしゃったように、何をするかというところの整理も含めて、生駒市としてどうあるべきなのかとか、その費用の捻出や活用はその事業からすればいいのですが、国がこう言っているからというのではなく、生駒市として今までやってきた積み上げの分と合わせて何をやる気かというのを協議会の中でみんなと検討していけたらなど。私の中というか、市の中でもまだ明確に生活支援コーディネーターはこういう人で、これをしますと言えないような状況だと思います。</p>
<p>澤井会長</p>	<p>だいたい分かりました。私が先ほど言ったのは、委員がおっしゃるように、例えば、CSWですね、コミュニティソーシャルワーカー、これは大阪だったら大阪府の担当事業に入っていて、補助金から交付金というのか、総法人化してしまって、やめてしまったところもありますが、まだ残っているんですね、大阪府内は。僕の知っているところだと、CSWについてはだいたい500万ぐらいの予算で、政令市以外だったら半分府が出すということで、基本的には補助が残っているんですね。単独ですが。その点、奈良県であれば県がどうするのかという議論をしないと、なかなか具体的に一人の人をどうやって確保するかという具体的な話になると、財源どうするのかを含めて、すべてがいけないので、その辺は、だからすごく苦勞されているというのは分かりますが、その辺も含めてちょっと。今度は知事も代わるかもしれませんね。ちょっと奈良県的にも考えた方がいいのではないかなという感じがしますね。そうでないと、どうしても単独にしなければなかなかでききれ</p>

事務局	<p>ないので、そういう点ではやっぱり県と市の協力等も含めてあっていいのではないかなと。厚労省の方も含めて、地域に投げかけてくるという感じはしますが、その点は今後とも検討していく必要があると思いますが、その点はどうですか。テレビでもこの間CSWについていっていますから。</p> <p>先生がおっしゃっているのは、大阪府や府として社協にコミュニティソーシャルワーカーを置いて、コミュニティソーシャルワーカーをずっとやってきているところというのは、そのまま社協に委託して人員加配を付けてというのはすぐにそのままできると思いますが、生駒市にはコミュニティソーシャルワーカーとして、社協の中でコミュニティワークだけを専門にやっているというのは、なかなか実態としてはありませんので、おっしゃったように、県の社協なんかはコミュニティワーカーがやるべきだと、今のところそういう方向で事務局長にお話をされておられますし、県は県で、そこは地域包括支援センターで加配もあるのではないかとのお話もされていますし、国の研修も私も行っていますが、その辺り、本当に都道府県や市町村のカラーでコーディネーターの考え方が全然違いますので、また情報収集をして、どういうものかということをお聞きしたいのですが、皆さんの現場の方たちの意見をちょうだいしながら考えていかないといけないのではないかとこの件に関しては強く思いました。</p>
澤井会長	<p>現在の段階ではそんなところですね。その他ございますか。特になければ、併せて職員配置と包括的支援事業に関する事について答申をすることになるのでしょうか。市長の方に答申させていただきたいと思います。それについては事務局と相談させていただいて、答申案を答申して、その結果は皆さんの方にお知らせしたいと思います。</p> <p>では次の（４）地域密着型サービス事業所の指定更新について説明願います。</p>
事務局	<p>案件（４）地域密着型サービス事業所の指定更新について説明 資料 9</p>
澤井会長	<p>グループホームさくらの指定更新について何か確認、ご質問はありますか。</p>
委員	<p>地域密着型サービス事業所の指定更新について答申ということで、答申の文言の中に、適正に運営されるよう生駒市が指導されたいということが載っていますが、前回、私は定期的に訪問して調査してほしいということをお願いしましたが、介護をなさっているたくさんの方と接触して、介護施設の悪い面について色々聞いています。そして、私自身も色々ところの施設も自分の足で行って見てきています。そうすることによって本当に色々見えない部分、書類には出てこない部分が出てくるんです。申請書類は、業者さんがその時に、申請するときに精一杯書いて、最高</p>

	<p>の100点満点のものを出しておられると思うんです。これに出していない部分で、やはり色々な面が出てくるかと思しますので、質を維持するために、何も特別な質を求めるわけでもないし、申請を却下してほしいという思いでもありません。利用者さんの受けるサービスが一定基準から落ちないようにさえしていただけたら、それでうれしいと思しますので、皆さま大変お忙しいとは思いますが、ぜひこれからも実施していただきたいと思ひます。</p> <p>そして、定期的に行くのではなくて、突然行くだけでも、ああ、生駒市は認めただけではなくいつも目を光らせているんだなど。知っているんだよ、見ているんだよということで質の低下を防ぐ抑止力になるのではないかと思っていますので、ぜひこれからも大変かと思ひますが、そんなに時間はかからないと思ひますので、突発的に行って、ちょろちょろと見てもらって職員さんとお話しするだけでも、色々な面が見えてきますので、ぜひよろしくお願ひしたいと思ひます。</p> <p>それから、申請書に出ています100点満点の回答ですが、一度これを出して申請が通って、認可されれば、あとはそんなにしんどい思いをしなくてもいいんだと受け止められた場合に、やっぱり勉強は続かないと思ひます。勉強をしなければ、成績は低下しますので、その辺もずっと抑止力を持っていていただきたいと思ひますので、よろしくお願ひいたします。</p>
澤井会長	何かございますか。
事務局	<p>前回の会議で、委員からも継続して指導してほしいということでご意見いただきました。今までは運営推進会議という部分については、協議会の方には出していませんでしたが、実際、4ページにありますように、4月から2カ月ごとに運営推進会議が開かれており、そこには市の職員や地域包括支援センターの職員、あとは実際に利用されている方のご家族、民生委員、事業所の方が一緒になってグループホームの事業者さんも行かせていただいて、今、こういうことをやっていますとか、将来的にこういうことをやろうと思ひますといったことのご報告もいただいたり、ご家族の方からの意見もいただきということで、2カ月に1回にはなりますが、実際、事業者さんのところに行かせていただいて、お話もさせていただくということもしています。最近、地域密着型サービスの業種が増えてきて、2カ月に1回開かれると大変なのですが、なるべく職員も仕事の都合を付けて、実際に現地に行かせていただいて、運営推進会議に参加するよう努力しておりますのでよろしくお願ひいたします。</p>
委員	よく分かるんです。2カ月に一度、大変かと思ひます。だからこの2カ月に一度の推進会議、何時間もかけてするのも大切ですが、たまに近くまで行ったからとい

	<p>って行って、施設を見回して、職員さんとちょっとお話ししていつもありがとうございますということをお願いしたら抑止力になるのではないかと考えていますので、ここには出てこない声というものがやはりあるんです、何ごとにもそうだと思いますが、その辺がちょっと感じられるのではないかと考えていますので、またその辺、近くを通った時に寄ったよという感じで、そんなことでもいいからやっていただけたらと思います。よろしく願いいたします。</p>
事務局	<p>ご意見としておうかがいしておきます。</p>
委員	<p>資料10の3ページ目、18名の定員ですよ。</p>
事務局	<p>はい、そうです。</p>
委員	<p>利用者数が1ユニット目が4人、2ユニット目が3人というふうにかいてあるんですよ。</p>
事務局	<p>はい。間違いありません。</p>
委員	<p>これだけの職員さんでこれだけの人数の方を手厚くやっておられるなどものすごく関心しているのですが、現実、運営できておられるのでしょうか。</p>
委員	<p>それが言いたいところです。ここに出てくるのは100点満点の答えしか出てきていないんですよ。</p>
委員	<p>私が言っているのは経営上の話を言っているんです。ものすごくいいサービスをしておられると思うんです。でも、このままで私、これは継続性が担保されていとなかなか思えない。瞬間的には非常にいいサービスをされていると思います。このままで、例えば、申請時がたまたまこうであって、今は17人おられるという話なら全然問題ないというか、それはまた別の問題があるかもしれませんが、こういう介護・福祉のサービスは打ち上げ花火ではできない話で、継続性が一番大事だと思っています。一定レベルのサービスをいかに継続させるか。人のうちの財布を見る趣味はありませんが。この更新が駄目だと言っているわけではありません。べつにこの書類上は全然問題ないのですが、継続性は大丈夫なのかなという変な心配をしています。</p>
事務局	<p>その辺については、私どももちょっと気になったもので、7人であれば1ユニッ</p>

	<p>トに集めてしまっただろうかということ投げかけてみました。そうしたら、例えば、深夜の時間帯、1ユニットに1人の職員が必要なのが、今でしたら2人必要なところ1人ですむわけですので、そういうのも投げかけてみたのですが、施設さんの方から、やっぱり慣れ親しんだお部屋、1階と2階というところですが、人を替えるのは施設としてはできないと。だから人数としては、人手もかかるんだけど、ユニット1の方に4人、ユニット2の方では3人というように、やはり別々でユニットごとのお世話をしていきたいというふうなご返答をいただきました。実際に、ここのグループホームさくらさんの入所者数を調べてみたのですが、24年には、その時も少ないのですが12名、13名だったんです。そこから25年になると平均12名に落ち、26年になって平均10名、そして今の7名と徐々に減っている。減った理由は、特養への入所があったり、病院へ入院されたりということがほとんどの状態です。施設さんもこれでいいとは思っておられませんので、ホームページを作成したり、ブログを載せたり、パンフレットを作成したり地道な努力をしておられるのですが、現実的にこういう人数で回っているのが現状です。</p>
委員	<p>ちなみに昨日テレビのニュースを見ていたら、手をくくられて、体を拘束されというような状態のニュースがありました。実際、手が足りなくなったりすると、そういう状況に陥りかねないのではないかというふうにちょっと感じました。それは医師の指示の下に行われているという内容でした。その辺のところもすごく心配になる部分ではあるかなと感じましたので、その辺のところもどこかで行政としては頭に置いていただいて、行動していただけたらと思います。</p>
委員	<p>地域密着型事業所というのは、生駒市が許認可されているんですよね。それで私は介護をなさっている方の色々な声を聞いて、悪いところ、悪いところをたくさん聞いていて、自分でも見聞きしている。それで精一杯言える言葉が、指導監督を続けてほしい。それしか言えないんです。色々知っていますがそれ以上は言えないので、それが精一杯の続けてほしいという言葉です。そして、申請して一所懸命やっておられる方の更新を認めないというのではない。私の願いは特別な、高級な施設のような特別な上等の質を求めるのではなく、一定の質があれば、もしそれよりも落ちるようなことがあれば、行政として目が行き届いているよということで、質を落とさないように持って行っていただきたいという、その願いなんです。だから、先ほどのニュースに出ていましたのは、無届け介護ハウスです。無認可でやっておられる。それというのも介護施設が足りない、特養が足りないというところがあって、そういう無認可、無許可でやっているところがどんどん増えてきているという状況もありますので、せっかく頑張ってやっておられるところですので、ぜひこのまま頑張って続けていただけたらと思います。委員がおっしゃったように、その辺</p>

	<p>も見てきて、分かっているのですが、それでも頑張っておられる。だから質を落とさないように、行政として監督・指導をしていただけたらという願いです。引きずり下ろす気持ちなどさらさらございません。</p>
澤井会長	<p>私も見てびっくりしたというか、よくもっているなと思います。だからその辺経営改善をお願いして、継続してやっていってもらいたいですね。撤退されると困りますので。更新というご意見だと思いますが、そういった指導を適切にお願いしますということを付けておきたいと思います。いかがですか。</p>
委員	<p>願わくば、運営推進協議会で承認という形になるんですよね。それならば、この100点満点の資料だけでは見えない部分がいっぱいあります。だから知っていて初めてものがいえるところ、私はほかのことは何も知りませんので、何もものを言えませんが、これについては色々関わらせてもらっていますので、こうして言えるのですが、運営協議会の委員の皆さまにも、お忙しい方、現に運営なさっている方もいらっしゃると思いますが、せめて更新時期の近い施設だけでも、一度見学に行って、どういう施設かということを見ていただけたらと望みます。本当にみんな一所懸命頑張っておられます。それはよく分かりますが、でもその中に色々あるということを知っていただきたいなと思いますので、お忙しい中、申し訳ありませんが、知らないよりは知ればものが一つでも言えるかなと思いますので、よろしく願いいたします。</p>
澤井会長	<p>要望としてお聞きしておきます。色々たくさんあると思いますが、更新ということでよろしいですか。</p>
一同	<p>異議なし</p>
澤井会長	<p>更新ということをお願いしたいと思います。どうもありがとうございました。それでは、その他について説明願います。</p>
事務局	<p>案件（5）その他について説明</p>
澤井会長	<p>では、第10回審議会を終了したいと思います。どうもありがとうございました。（終了）</p>